

↳ 配当所得についての留意点

Q : 配当所得は、金額によっては確定申告が不要だと聞きました。どのようになっているのですか？

A : 次のようになっています。

【解説】

配当所得は、1回の配当支払額が次により計算した金額以下のものである場合は、確定申告が不要とされています。

10万円(配当等の支払基準日が平成18年4月までのものについては5万円)×配当計算期間の月数(最高12月)÷12

したがって、これに該当する配当は、原則として確定申告をする必要がないのですが、次のいずれか有利な方法を選択することも認められています。

- ① 確定申告をしないで20%の税率による源泉徴収で完結させる方法
- ② 確定申告をして所定の配当控除や源泉徴収税額の税額控除を受ける方法

なお、配偶者控除や扶養控除の対象となっている者が、②の確定申告不要とされている配当所得に係る源泉所得税の還付を受けるために確定申告をした場合は、その確定申告をした配当所得の金額を他の所得に加算して配偶者控除等の適用が受けられるかどうか(所得金額が38万円以下かどうか)が判定されますので、配偶者や扶養親族が確定申告不要の配当につき還付のための確定申告をする場合は、この点、十分注意してください。

